

## 法人格のない団体(権利能力なき社団・財団、任意団体)の口座の諸届変更をされるお客さまへ

近年、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与などの金融犯罪が社会問題となっており、犯罪収益移転防止法等により貯金口座を厳格に管理することが求められております。

また、農水産業協同組合貯金保険法による保険事故が発生した場合に、貯金者の皆様が貯金の払戻しを円滑に受けられるよう、JAは保護される貯金額を迅速に確定する必要があります。このため、JAに対して口座名義や代表者などのデータを平時から整備することを義務付けています。

このような背景から、お客さまの大手な貯金をお守りし、安心して当JAをご利用いただくために、JAバンクでは法人格のない団体の口座開設をされるお客さまに下記の確認をさせていただきます。お客さまにはご不便・お手数をおかけしますが、何卒ご理解とご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1.ご持参いただぐ書類

##### ・団体の規約または会則

- 団体の目的や活動内容等を確認させていただきます。

##### ・団体の総会資料・議事録等

- 団体の活動実績等を確認させていただきます。

##### ・団体の会員名簿

##### ・団体の設立年月日がわかる書類(規約や会則に記載がない場合)

##### ・ご来店者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等顔写真付きの証明書)

##### ・代表者の本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード等顔写真付きの証明書)

- 来店者が代表者以外の場合

##### ・任意団体の場合、構成員名簿(各構成員の氏名、住所、連絡先の記載があるもの)

#### 2.留意事項

##### ・口座の代表者

- 規約または会則、総会資料等に記載の団体の代表者の方を、貯金口座の代表とさせていただきます。
- ・必要に応じて追加の書類等のご提示をお願いすることがあります。
- ・諸届変更内容の確認のため、1~2週間程度のお時間をいただきます。諸変更が完了次第、当JAより連絡いたします。

以上